介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業利用契約書

宝塚市参考様式

　　　　　　　　　　様（以下「利用者」といいます。）と

（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に提供するサービスの利用等について、次のとおり契約を締結します。

**（契約の目的）**

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第123号）その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

1. 第１号訪問事業・介護予防訪問型サービス（「契約書別紙（兼重要事項説明書）①」)
2. 第１号訪問事業・訪問型サービスＡ 　　（「契約書別紙（兼重要事項説明書）②」)
3. 第１号通所事業・介護予防通所型サービス（「契約書別紙（兼重要事項説明書）③」)
4. 第１号通所事業・通所型サービスＡ　　　（「契約書別紙（兼重要事項説明書）④」)

**（契約期間）**

第２条　この契約の契約期間は、次のとおりとします。

|  |
| --- |
| 　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで |

２　前項の契約期間の満了日以前において、利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けたために有効期間の満了日が更新された場合、この契約の契約期間は、要支援認定を変更した後の有効期間の満了日までとします。

３　利用者から第１項又は前項の規定による契約期間の満了日の７日前までに契約を更新しない旨の申し出がない場合において、利用者が要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間を更新し、かつ、事業者が、この契約と同一の内容で契約を更新する旨の利用者の意思を確認したときは、この契約の契約期間は、要支援認定の新たな有効期間又は事業対象者に係る資格の新たな有効期間の満了日まで自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

**（個別サービス計画の作成及び変更）**

第３条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、介護予防給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防サービスの提供に関する計画（以下「介護予防ケアプラン」といいます。）の内容に基づき、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供期間等を記載した個別サービス計画を作成します。ただし、第１号訪問事業・訪問型サービスＡのサービスを提供するときは、事業者は、個別サービス計画を作成せず、利用者の介護予防ケアプランに基づきサービスを提供します。

２　事業者は、前項の個別サービス計画を作成する場合において、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得たときは、これを交付します。

３　事業者は、個別サービス計画（第１号訪問事業・訪問型サービスＡにあっては介護予防ケアプラン）の実施状況を適切に把握し、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明し、これを交付します。

**（提供するサービスの内容及びその変更）**

第４条　事業者が提供し、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び利用者負担金は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

２　利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合において、事業者は、その変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第１条の契約の目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がないときは、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合、速やかに利用者のケアマネジメントを実施している介護支援専門員に連絡するなどの必要な援助を行います。

４　事業者は、その提供しようとするサービスの一部に介護保険の適用を受けないサービスが含まれる場合、その内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

**（利用者負担金の支払い）**

第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けた場合、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に基づき、事業者に対し利用者負担金を支払います。

２　利用者負担金の請求及び支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

３　利用者は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載する期日までにサービス利用の中止を申し入れず、その利用を中止した場合、事業者に対し、キャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の体調や容体の急変などのやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料の支払いを不要とします。

**（利用料等の変更）**

第６条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により利用料及び利用者負担金が変更される場合、利用者に対し、速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明した上で、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。

２　利用者は、前項の変更に同意しない場合、この契約を解約することができます。

**（利用者負担金の滞納）**

第７条　事業者は、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２か月分以上滞納した場合、その利用者に対し、30日以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、その期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項の催告をした場合、担当の介護予防支援事業者、利用者のケアマネジメントを実施している介護支援専門員又は保険者に連絡し、契約の解約後において、利用者の健康及び生命に支障が生じないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、前項の措置を講じた場合、利用者が第１項の猶予期間内において滞納額の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

**（利用者の解約権）**

第８条　利用者は、事業者に対し、７日以上の予告期間を設けることにより、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合において、契約は、予告期間の満了日に解約されます。

２　前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、予告期間を設けることなく、この契約を直ちに解約することができます。

①　事業者が、正当な理由なく、この契約に定めるサービスの提供を怠り、利用者の請求にもかかわらず、そのサービスの提供を行おうとしない場合

②　事業者が、第12条に規定する守秘義務に違反した場合

③　事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

**（事業者の解約権）**

第９条　事業者は、第７条第３項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合、文書による通知において14日以上の予告期間を設けることにより、この契約を解約することができます。

①　利用者が法令違反その他の信頼関係を損なう行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、契約の目的を達成することが著しく困難である場合

②　利用者が事業者の通常の事業の実施地域又は送迎の実施地域の外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

２　事業者は、前項の規定に基づきこの契約を解約する場合、担当の介護予防支援事業者、利用者のケアマネジメントを実施している介護支援専門員又は保険者に連絡を取り、解約後において利用者の健康及び生命に支障が生じないよう必要な措置を講じます。

**（契約の終了）**

第10条　この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了します。

①　第２条第３項の規定に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

②　第８条第１項の規定に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

③　第６条第２項又は第８条第２項の規定に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

④　第７条第３項の規定に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

⑤　第９条第１項の規定に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

⑥　利用者が介護保険施設へ入所した場合

⑦　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、　又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することとなった場合

⑧　利用者の要介護状態区分が要介護となった場合

⑨　利用者の要介護状態区分が自立となった場合又は事業対象者に係る基準に該当しなくなった場合

⑩　利用者が死亡した場合

**（事故発生時の対応及び損害賠償）**

第11条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等及び市町村の関係窓口に速やかにその旨を連絡します。

２　事業者は、その責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合及び事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでありません。

**（守秘義務）**

第12条　事業者及びその従業者は、正当な理由がなく、サービスの提供により知り得た利用者及び家族の秘密及び個人情報を洩らしません。この守秘義務の適用は、契約の終了後においても、また同様とします。

２　事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族の秘密及び個人情報を洩らすことがないよう必要な処置を講じます。

３　事業者は、利用者の介護予防ケアプランを立案するためのサービス担当者会議並びに介護予防支援事業者又は介護支援専門員及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要である場合に限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を必要最小限の範囲内で使用できるものとします。

４　第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に規定する高齢者虐待に係る通報ができるものとします。この場合において、事業者は、守秘義務違反の責任を負わないものとします。

**（苦情処理）**

第13条　利用者又は家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、事業者又は介護保険制度の相談窓口に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、提供したサービスについて、利用者又は家族から苦情の申し出があった場合、迅速かつ適切に対処し、当該サービスの質の向上及び改善に努めます。

３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも行いません。

**（サービスの記録等）**

第14条　事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。

２　利用者（利用者の後見人を含み、利用者の後見人がいない場合は、利用者の家族を含みます。以下同じ。）は、事業者に対し、いつでも前項の書類の閲覧及びその複写の交付を求めることができます。この場合、事業者は、利用者に対し複写に要する実費相当額を請求することができるものとします。

**（協議事項）**

第15条　利用者及び事業者は、この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義が発生した場合、介護保険法、同法施行規則その他の関係法令を尊重し、誠意をもって協議し、これを解決します。

この契約の成立を証明するため、本書２通を作成し、利用者と事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ１部ずつ保有します。

　　年　　月　　日

　（利用者）利用者　　住　所

氏　名

（代理人）私は、利用者の契約の意思を確認し、本人に代わり、上記の署名をしました。

署名代行者　　住　所

氏　名

利用者との続柄

　（事業者）事業者　　住　所

事業者（法人）名

代表者職・氏名

　（立会人）私は、（　　　※利用者との続柄）として、この契約に立ち会いました。

住　所

氏　名